障企発１０２０第１号
平成２３年１０月２０日

各都道府県民生主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

特別児童扶養手当に関する疑義について

標記については、従来示していた疑義回答を整理区分するとともに、新たな疑義事項についても回答を附し、別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。

なお、これに伴い次に掲げる通知の特別児童扶養手当部分は削除する。

１　「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和４８年５月１６日児企第２８号厚生省児童家庭局企画課長通知）

２　「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について」（昭和５５年７月９日児企第２９号厚生省児童家庭局企画課長通知）

別　紙

第一　監護・養育関係

（問１）母親が監護者であり、父親とは別居中で、現在離婚調停中である。このような場合であっても、父親の所得を配偶者の所得として見る必要があるか。

（答）　別居していても離婚調停中でも、法的に配偶者であるうちは父親の所得を見る必要がある。ただし、父親が子を遺棄している場合は、父親の所得は見る必要がないと考える。

（問２）対象児童が就職し、現に働いている場合でも手当を支給して差し支えないか。

（答）　支給要件に該当する限り、差し支えない。

第二　施設等入所関係

（問１）支給対象児童が児童福祉施設、身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設に入所したときは、手当が支給されないのはなぜか。

（答）　児童福祉施設等に入所した児童については、施設の長等のみが児童を監護しているものと解し、父若しくは母の監護という要件には該当しないものである。

また、施設の長、その他の職員は、入所した児童の生計を個人的に維持しているものではないので養育者ではなく、かつ、養育は同居を要件としているので、施設に入所した児童について施設の外部にも養育者は存在しない。

（問２）国立病院等に併設された重症心身障害児施設に特別児童扶養手当受給対象児童が入所した場合、受給資格喪失となるか。

（答）　お見込のとおり。

（問３）肢体不自由児施設に短期間母子が入所し、受給者である父と離れた場合、特別児童扶養手当の受給資格は喪失となるか。

（答）　設例の場合、母子とも入所することにより、父と児童の監護関係も継続するものと考えられるので、父の受給資格は喪失しないと解する。

（問４）特別児童扶養手当対象児童が特別支援学校の寄宿舎に入寮している場合、受給資格者である父と離れるが、受給資格喪失となるか。

（答）　特別支援学校の寄宿舎については、一般的に親等の監護は及ぶと解されるので、受給資格は喪失しないものと考える。

（問５）障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（ケアホーム、グループホームなど）は施設入所に該当しないと解してよいか。

（答）　お見込のとおり。

当該事業は在宅サービスとして位置づけられており、親等の監護が継続するものと解される。

（問６）里親は受給対象となると解してよいか。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行っている場合はどうか。

（答）　里親については、お見込のとおり。

なお、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、児童福祉法第６条の２第８項に基づく事業であり、里親には該当しないため受給対象とはならない。

・「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 48 年 9 月 28 日児発第 727 号厚生省児童家庭局長通知）参照

（問７）対象児童が知的障害者通勤寮に入寮した場合、受給資格喪失となるか。

（答）　通勤寮は在宅福祉の一環として創設された制度であり、親等の監護が継続されるものと解されることから、通勤寮に入寮しても親等の受給資格は喪失しない。

（問８）契約入所の場合、資格喪失日は契約日の前日でよいか。

（答）　施設入所の公費が発生するのは契約による場合であっても、実際に入所した日からとなる。よって、契約日の前日や入所予定日で資格喪失するのではなく、実際に入所した日の前日で資格喪失となる。

第三　所得関係

（問１）特別児童扶養手当の受給者である女子が、手当の対象児童を連れて再婚し、生計の維持は専らその夫に依存するようになった場合においても、法第３条の規定の趣旨から受給資格は母にあるものと解されるが、再婚により夫に生計を維持されるようになった時点における夫の前年分の所得状況に関する書類の提出を求め、法第７条の所得制限が適用されるか。

（答）　お見込のとおり。

（問２）所得制限の対象となる所得額を算出するに当たって、分離課税される土地・建物の譲渡所得については、租税特別措置法に定められた各種特別控除を控除する前の金額で計算してよろしいか。

（答）　長期譲渡所得の特別控除については、地方税法附則第３４条第１項及び第２項において、「譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第３３条第３項の譲渡所得（同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算したところのよる）」と規定され、控除前の所得で算定する。

第四　手続関係

（問１）有期認定の期限が切れた場合の取扱いはどうなるのか。

（答）　有期認定について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間は支給停止処分を行い、後日、診断書が提出され受給資格を満たしている場合は、その属する月の翌月からの支給となる。

また、後日提出された診断書により受給資格がないと判断されたときは、有期認定の終期の月の翌月から資格喪失となる。

（問２）療育手帳「Ａ」所持者については、診断書を省略できることになっているが、療育手帳「Ｂ」を特別児童扶養手当２級相当、「Ｃ」をそれ以外と区分している場合において、特別児童扶養手当２級に該当する旨の児童相談所の証明書、あるいは療育手帳「Ｂ」の写しをもって、診断書に代えることはできないか。

（答）　特別児童扶養手当制度は全国的な制度であるので、療育手帳制度の改正がない限り、都道府県単独の措置で診断書の省略を行うことはできない。

（問３）療育手帳「Ａ」を所持していれば診断書を省略して認定できるが、療育手帳の再判定で障害の状態が軽減し、障害の程度に変更があった場合、医師の診断書を省略して額改定、若しくは資格喪失認定できないか。

（答）　療育手帳の「Ａ」に該当しなくなった場合には、職権により医師の診断書の提出を求め、資格要件につき再審査されたい。

（問４）８月３１日に障害児施設を退所した場合、認定請求が翌日の９月１日になると、法第５条の２により支給開始が１０月となり、１か月分の手当が受けられなくなる。同日付けで特別児童扶養手当の申請をすることは可能か。

（答）　退所日までは施設長等に監護されていると解されることから、退所日の翌日以降でなければ請求ができない。

（問５）所得状況届が提出されない場合の取扱いはどうなるのか。

（答）　所得状況届について、規則第４条に定められた期間内に正当な理由がなく提出しない場合は、法第１２条の規定に基づき、手当の支払いを一時差し止め、後日、所得状況届が提出され所得制限の限度額以内の場合は、差し止められた分の手当を支給する。

なお、所得状況届未提出のまま支払期日到来後２年を経過した場合には時効により受給権を失うこととなるので、その都度職権により処理されたい。

・「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」（昭和 47 年 8 月 25 日児企第 33 号厚生省児童家庭局企画課長通知）参照

（問６）５年前から所得制限により手当を支給されなかった人が、所得更生によって５年前から手当を支給できる所得額となったが、この場合、手当はいつまで遡って支払うことができるのか。

（答）　受給資格が時効により消滅する２年前まで遡って支給することができる。

・「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」（昭和 47 年 8 月 25 日児企第 33 号厚生省児童家庭局企画課長通知）参照

（問７）手当の返還金又は徴収金の時効は何年と解すべきか。

（答）　地方自治法第２３６条（金銭債権の消滅時効）の規定に基づき返還金、徴収金の消滅時効は５年である。

第五　障害認定関係

（問１）３歳に満たない聴覚障害児につき、ＡＢＲ検査の結果「両耳９０デシベルに再現性のある反応なし」により両耳の聴力レベル１００デシベルと理解してよいか。

（答）　聴力レベルは、オージオメーターによって測定することとしており、聴力障害の認定については、その検査ができる年齢に達したときに認定すべきである。

（問２）身障手帳では、人工内耳装用前の状態或いは電源を切った状態で障害の状態を判定することになっている。聴力を計測する場合は、人工内耳や補聴器の電源を切った状態で測定すべきか。

（答）　人工内耳や補聴器の電源を切った状態で測定されたい。

（問３）人工ペースメーカーを装着したものについては、身障手帳１級となるが、この場合診断書に代えて手帳の写しで認定しても差し支えないか。

（答）　診断書が省略できるのは、手帳に記載されている障害名及び等級表による級別によって障害の程度が令別表第３の各号に明らかに該当する場合であり、ペースメーカー装着のみでは判断ができないため、診断書により審査されたい。

（問４）インスリン療法の診断書の自己管理状況において、いずれか１つが「全部介助」の場合は自己管理ができない場合に相当すると考えられるが、「一部介助」となっている場合は「インスリン療法の自己管理ができない場合」に該当するとしてよいか。

（答）　診断書のインスリン療法の自己管理状況について、「一部介助」という診断がされた場合は、現在までの治療の内容や介助の必要な理由等により、自己管理の状況を確認し、自己管理ができないと判断される場合には、認定の対象とする。

（問５）発達障害の認定についてはいかにすべきか。

（答）　発達障害の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３における障害の認定要領の一部改正について」（平成 23 年 8 月 9 日障発 0809 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に発達障害の認定要領を定めたので、これにより判断されたい。